平成２７年（フ）第８８７０号
東京都葛飾区東四つ木１丁目23―５
債務者　濱野　清美（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８７５号
東京都墨田区立花２丁目６―11―105
債務者　一杉　浩
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９００号
東京都板橋区蓮沼町16―11―407
債務者　傳田結里奈
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９０８号
東京都江東区豊洲４丁目３－２―506
債務者　作間　吉美
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９０９号
東京都葛飾区西新小岩５丁目５－３
債務者　角田　美樹
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９１０号
東京都板橋区弥生町66―13―101
債務者　高瀬　桂子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９１４号
東京都板橋区四葉１丁目27―32―202
債務者　西山　光恵
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９１６号
東京都品川区西大井１丁目８―19　岡田方201
債務者　吉村　博史
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９１９号
東京都世田谷区北沢５丁目24―５―202
債務者　濱　　正里
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９３２号
東京都江東区東雲２丁目７－５―1002
債務者　小澤　和代
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９４０号
東京都墨田区立花１丁目17―17―103
債務者　大高　忠男
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９４１号
東京都大田区萩中１丁目10―16
債務者　菅谷　憲治
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９４２号
東京都足立区千住橋戸町５－３―104
債務者　有田　誠司
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９４６号
東京都青梅市新町４丁目16―５―308
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９５５号
東京都江戸川区中葛西８－６―24
債務者　渡邉　勝美
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９６１号
東京都新宿区大久保２丁目29―29―108
債務者　坂本　恵介
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部